

わが家の 簡易耐震診断票

この簡易耐震診断票により在来木造住宅の自己診断ができます。

さらに昭和56年5月31日以前建築の場合、無料耐震診断が受けられます。

平成7年の阪神・淡路大震災では、亡くなった方の8割以上が建物の倒壊等による圧死や窒息死でした。

特に昭和56年以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害がでました。東海地震などの大規模地震の切迫性が指摘される今、耐震診断によりわが家の耐震性を知り、必要な耐震改修・補強をすることが大切です。

大口町では、町民の生命の安全確保を図るため、県と協力して住宅の耐震診断事業を進めています。

大口町・愛知県
町・県の連携の基にこの事業
をすすめていきます。



この診断票は、在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅が対象です。他の構法、構造は診断できません。

まず、以下の問いにお答えください。(○付け)

質問1 あなたの所有している住宅は、いつ建てましたか？

- 1 昭和56年5月31日以前に着工
- 2 昭和56年6月1日以降に着工

※増築した場合でも、最初に建てた年で答えてください。

2に○を
つけた方

1に○を
つけた方

質問2 その後、昭和56年6月1日以降にその住宅に増築
しましたか？

- 1 昭和56年6月1日以降に増築した
- 2 昭和56年6月1日以降に増築していない

次の質問にも
お答えください。

質問3 あなたの所有している住宅は、どのような住宅ですか？

- 1 一戸建て木造住宅(在来軸組構法及び伝統構法)
- 2 木造長屋、木造共同住宅(在来軸組構法及び伝統構法)
- 3 その他の住宅(プレハブ、ツーバイフォー、鉄骨造等)

3に○を
つけた方

1・2に○
をつけた方

次のページからの耐震診断を行い、我が家の耐震性を知りましょう。

2ページの総合
評価をつけた方

質問4 ※無料耐震診断を希望しますか？

- 1 希望する
- 2 希望しない

2に○を
つけた方

1に○を
つけた方

※4ページに無料耐震診断説明あり

この診断票の提出が必要です。

4ページに住所、氏名等を記載し、大口町役場へ提出してください。

後日、大口町から、より詳細な診断をおこなうため耐震診断員を派遣します。

耐震性の高い建築基準で
設計されています。

この診断票では、診断でき
ません。
耐震性を確認したい方は、
設計者又は建設業者に相
談して下さい。

この診断票の提出は不要
です。
住宅の耐震化には努めて
ください。

この診断票の提出は不要です。

注) 無料耐震診断の申請者は、住宅の所有者です。

質問2で1に該当する場合、増築の状況によって無料耐震診断の対象外となる場合があります。

説明資料

簡易耐震診断票の各評点のつけ方

A 地盤・基礎

地盤の状況と基礎の形状により、該当する評点をつけてください。〔基礎〕

【地盤】

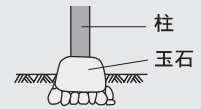
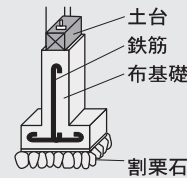
- 良い・普通…岩盤、砂れき層、洪積台地
- やや悪い……30mよりも浅い沖積層、埋立地及び盛土地で大規模な造成工事(転圧・地盤改良)によるもの
- 非常に悪い…30mよりも深い沖積層(軟弱層)、海・池・沼・水田などの埋立地、丘陵地の盛土地で小規模な造成工事によるもの

【基礎】

鉄筋が入っているかどうか分からない場合は、鉄筋がないものとしてください。

鉄筋コンクリート造の連続した基礎

玉石基礎



B 建物の形

- 建物を上から見たとき、おおそ四角いか、凸凹しているかで判断してください。
- 建物を横から見たとき、2階が1階より張り出しているところがあるかで判断してください。

上から見ても横から見ても整っている



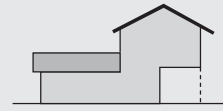
1.0

上から見て凸凹している



0.9

1階に壁のない空間がある



0.8

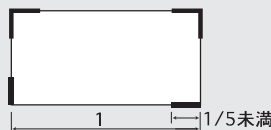
C 壁の配置 (バランス)

全ての外壁面で壁が1/5以上



1.0

一部の外壁面で壁が1/5未満



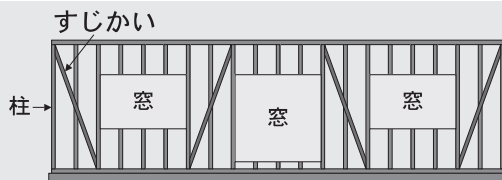
0.9

一部の外壁面で壁が全くない(全開口)



0.7

D 壁の筋かい



筋かい
あり

1.5

筋かい
なし・わからない

1.0

E 壁の割合

- 1階部分について、下の図を参考に壁の量をだまかに判断し、評点を決めてください。
- 2階建ての場合は、「2階建」の数値を使ってください。

平 屋	2階建	平 屋	2階建	平 屋	2階建	平 屋	2階建	平 屋	2階建
1.5	1.2	1.5	1.0	1.2	0.7	1.0	0.5	0.7	0.3

F 建物の傷み具合(老朽度)

健全

1.0

- 新築後まもないもの
- 新築時の良い状態が続いているもの

老朽化している

0.9

- 屋根の棟の線や軒先の線が波打っているもの
- 柱に傾きがあり、建具のたてつけが悪くなっているもの

腐ったり、シロアリに喰われてい

0.8

- 腐ったり、シロアリに喰われている
- 土台をドライバーで突いてみて、ガサガサになっている。
(特に建物の北側と風呂場周り)

さあ、わが家の耐震性をチェック！

説明資料を見ながら、次のA～Fの各評点をつけましょう。

診断項目		評点		
A 地盤・基礎	基礎	良い・普通	やや悪い	非常に悪い
	鉄筋コンクリート造の連続した基礎	1.0	0.8	0.7
	無筋コンクリート造の連続した基礎	1.0	0.7	0.5
	ひびわれのあるコンクリート造の連続した基礎	0.7	0.5	0.3
	その他の基礎（玉石、石積、ブロック積）	0.6	0.4	0.2
B 建物の形	上から見ても横から見ても整っている	1.0	B	
	上から見て凸凹している	0.9		
	1階に壁のない空間がある	0.8		
C 壁の配置 (バランス)	全ての外壁面で壁が1/5以上	1.0	C	
	一部の外壁面で壁が1/5未満	0.9		
	一部の外壁面で壁が全くない（全開口）	0.7		
D 壁の筋かい	筋かいあり	1.5	D	
	筋かいなし・わからない	1.0		
E 壁の割合※	1.8～	1.5	E	簡易に行う場合は、説明資料により大まかに評点づけ
	1.2～1.8未満	1.2		
	0.8～1.2未満	1.0		
	0.5～0.8未満	0.7		
	0.3～0.5未満	0.5		
	～0.3未満	0.3		
F 建物の 傷み具合 (老朽度)	健全	1.0	F	
	老朽化している	0.9		
	腐ったり、シロアリに喰われている	0.8		

説明資料を見てね！

「安全」とは、壁のクラック等の軽微な被害は出るが、継続して使用が可能であることをいいます。

※右ページの平面図作成により、より詳細に「E. 壁の割合」の算出をすることができます。

総合判定 (A～Fの各評点をかけ算して総合評点を求めましょう。)

× × × × × =

0.01 < 総合評点 ≤ 2.25 とならない場合はかけ算が誤っています。もう一度計算してください。

総合評点	判定	今後の対応
1.5以上	安全です。	安全と思われますが、今後とも維持管理を十分に行ってください。
1.0以上1.5未満	一応安全です。	診断員による診断を受け、耐震性を確認してください。
0.7以上1.0未満	やや危険です。	
0.7未満	倒壊の危険があります。	診断員による診断を受け、補強方法について相談して下さい。

総合評価1.5未満の場合は、無料耐震診断をお勧めします。
(ただし、昭和56年5月31日以前に着工した在来木造住宅であることが条件です。)

無料耐震診断とは？

無料耐震診断では、大口町から委託を受けた耐震診断員（建築士）が、後日日程調整の上、現地調査を行い、耐震診断結果をお渡しします。

●耐震診断員は？

県の耐震診断員養成講習会を受講した主に地元の建築士さんです。
県の登録証を携帯しています。

●派遣されるのはいつ？

本調査票を提出していただいた後、耐震診断員から現地調査を行うため、日程調整の連絡を致します。

●準備すること・ものは？

現地調査の立会い（1～2時間程度）が必要です。また、既存図面をなるべく用意し、天井裏点検口など速やかに点検できるようにしていただきます。

●簡易自己診断とどう違うの？

基本的な診断項目は変わりませんが、現地を耐震診断員が実地に調査し、また地震による建物のねじれの度合い（偏心）等について、計算により詳細に判定を行い、所見と共に診断報告書を作成します。

■無料耐震診断の流れ

本調査票を大口町役場に提出

役場から確認を要する事項について
電話等にて確認

耐震診断員から電話にて現地調査の
日程調整

現地調査・立会い
既存図面を用意し、天井裏点検口な
どを点検しやすいように準備

後日診断結果を手渡し
一般的な補強アドバイス

【注意事項】 昭和56年6月1日以降に増築されている場合、後日役場からその状況について確認をおこなうことがあります。
その状況によっては無料耐震診断の対象外となることがあります。

一言コラム

住まいの地震対策・・・家族を守るため、まずこれだけは！

住宅の耐震改修、補強は確かに費用もかかりますが、家具の転倒防止は防止金具等がホームセンター等で安価に手に入り、ご自身で設置可能です。家具の下敷きにならないためにも、まず行いましょう。

耐震制度のお知らせ

○木造住宅除却費補助金 【補助金の額】上限40万円

前年度までに耐震診断を受けた木造住宅が町内の除却事業者を利用して除却する場合の費用を補助します。

○木造住宅耐震シェルター等設置費補助金 【補助金の額】上限30万円

【耐震シェルター】

住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、安全を確保するもの。

【防災ベッド】

金属製のフレーム等でベッドの上部を覆い、ベッド内の人を保護し就寝中の安全を確保するもの。

*** 詳しくは下記問い合わせ先、又は町ホームページをご確認下さい。**

無料耐震診断を希望する所有者の方は、氏名等を記入し、役場まちづくり推進課に提出してください。

無料耐震診断申請書	住宅所有者 氏名	住 所・連絡先	住宅の建築(着工)年月
	フリガナ	(〒 —) 住 所 電話番号() —	明・大・昭 年 月
	住宅の居住関係(○付け)	貸家の場合のみ記入	
	・ 自己居住 ・ 貸家 ・ 空家	貸家の所在地 (アパート等の場合 名称) 居住者の同意 (○付け) ・ あり ・ なし (ありに○が前提です)	

無料耐震診断の申込みにあたっては、住宅の所有者や建築年月などを確認するため、大口町が申請者の町民税等の情報を取得することにご同意のうえ、申請書を提出してください。

◆お問合せ先・申請書提出先

大口町役場 2階 まちづくり推進課 電話(0587)95-1614